

# 「持続可能性に配慮した調達コード」に係る 通報受付窓口について

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会  
企画局 持続可能性部 企画課

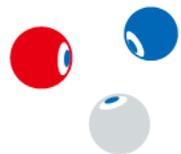
2024年8月



# 【この資料の目的】

- 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）では、「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口を開設・運用中です。
- ただ、この通報受付窓口について、「仕組みがわかりにくい」、「初めてなので不安」、「通報フォームが複雑で出しづらい（書けない）」などと思われる方もいるかもしれません。
- 通報受付窓口をより利用しやすいものとするため、本資料では、通報する方の立場に立って、どのようなことが通報できるのか、通報する際にどのような情報が必要か、手続きがどのように進んでいくのかといったことについて、わかりやすく説明します。

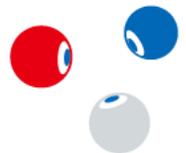
- 調達コードに係る通報受付窓口とは
- 通報受付窓口で扱う対象
- 通報できる方
- 通報を受け付ける期間と通報の方法
- 通報に必要な情報
- 通報処理のプロセス
- その他ご理解いただきたいこと
- 別紙「通報フォーム記載留意事項」



# 調達コードに係る通報受付窓口とは

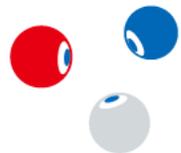
- 通報受付窓口は、「**持続可能性に配慮した調達コード**」の**不遵守**に関する通報を受け付け、その解決に向けて対応する仕組みです。
- 具体的には、調達コードを遵守していない（可能性のある）企業等と、それによって負の影響を受けている個人等（両者を「当事者」と呼んでいます。）の間の**対話を促進**※します。それによって、両当事者間の合意に基づいた改善が行われることを目指します。

※第三者による通報で当事者が特定できない場合など、当事者間の対話を実施されない場合もあります。



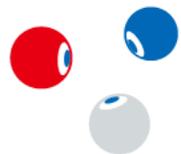
# 通報受付窓口で扱う対象

- 2025年日本国際博覧会協会（以下「博覧会協会」）が設置する通報受付窓口では、以下の2点に該当する通報を取り扱います。
  - ✓ **博覧会協会が調達する物品・サービス及びライセンス商品に関する案件**（協賛企業から調達する案件、パビリオン運営主体等が大阪・関西万博に関連して調達する案件を含む）で、かつ、
  - ✓ **調達コードの不遵守に関する通報**（調達コードの不遵守又はその疑いを生じ得る事実をその内容とするもので、サプライチェーンにおけるものを含む）
- ただし、上記に該当するものであっても、中傷目的等悪意のある通報、他の紛争処理手続において係争中であり手続きの争点が実質的に同一である場合など、本通報受付窓口における手続を開始することが明らかに適切でないと思われる場合は、処理手続を進めないことがあります。
- 博覧会協会は、上記の判断については、必要に応じ通報対応アドバイザー会議等外部有識者の助言を得るなど、客観性と公平性を確保しながら、進めてまいります。



# 通報受付窓口で扱う対象

- 対象になる案件としては、以下の例のようなケースを想定しています。  
(通報受付窓口で扱う対象となる例)
  - ✓ 博覧会協会が調達する物品の製造に従事する従業員の賃金が最低賃金未満となっている。
  - ✓ 博覧会協会へのサービス提供に従事する従業員の個人情報サービス提供事業者から漏洩している。
  - ✓ 大阪・関西万博のライセンス商品の製造に従事する外国人技能実習生が、適法な雇用手続きを経ずに働いている。
  - ✓ パビリオン運営主体が大阪・関西万博に関連して調達する物品の製造に際して発生した廃棄物が不法投棄されている。
  - ✓ パビリオン運営主体が大阪・関西万博に関連して調達する物品の製造に従事する従業員が、法律上の上限を超えて残業している。

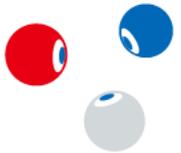


# 通報受付窓口で扱う対象（取り扱いの対象とならない通報の例）

- 以下の例のような通報は、本通報受付窓口における取り扱いの対象とはなりませんので、ご注意ください。

## （取り扱いの対象とならない通報の例）

- ✓ 国や地方自治体が調達する物品・サービスの製造・流通等に関する通報
- ✓ 博覧会協会との調達契約を有する事業者の製品だが、博覧会協会に供給されない製品に使われている原材料の採取に関する通報
- ✓ 博覧会協会と調達契約を有する事業者の労働者だが、博覧会協会に提供するサービスに従事しない労働者の労働環境に関する通報
- ✓ 業界全体における賃金水準等の改善を求める通報



# 通報できる方

- 本通報受付窓口へは、以下の方が通報を行うことができます。
  - ✓ 調達コードの不遵守の結果として、負の影響を受けた当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）
  - ✓ 調達コードの不遵守の結果として、将来負の影響を受ける可能性が高い当事者（個人、グループあるいはコミュニティ）
  - ✓ 上記の当事者をはじめとするあらゆるステークホルダー
- 当事者の方が通報することもできますし、代理人を介して通報することもできます。
- 通報者に係る情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されません。また、通報者が希望すれば、被通報者に対しても匿名とすることができます。
- 通報者に対し、通報したことを理由として報復行為を行うことは、調達コードにおいて禁止されています。



# 通報を受け付ける期間と通報の方法

- 通報受付期間：～**2025年12月31日**
- 通報手段：指定の書面（通報フォーム※<sup>1</sup>）をメールアドレスで送信。郵送でも提出できます。
  - ✓ メールアドレス：grievance@suscode.expo2025.or.jp
  - ✓ 郵送先住所※<sup>2</sup>：〒559-0034  
大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎  
公益社団法人2025年日本国際博覧会協会  
企画局 持続可能性部

※<sup>1</sup> 通報フォームは下記博覧会協会のウェブサイトに掲載しています。

(<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>)

※<sup>2</sup> 郵送先の住所は変更される場合がありますので、郵送に当たっては上記博覧会協会のウェブサイトで最新の情報を確認してください。

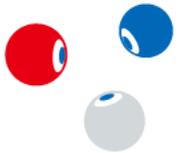


# 通報に必要な情報

- 通報は、通報の書面（通報フォーム）に以下の必要事項を記載の上、提出してください。
  - (1) 通報者の氏名・住所・連絡先（電話番号、emailアドレス）
  - (2) 被通報者に関する情報
  - (3) 博覧会協会又はパビリオン運営主体等が調達する調達物品等を特定するに足る情報
  - (4) 負の影響の具体的内容
  - (5) 調達コード不遵守の具体的事実及び該当する調達コードの条項
  - (6) 調達コード不遵守と負の影響の因果関係
  - (7) 通報者が期待する解決策
  - (8) 被通報者との対話の事実
  - (9) 他の紛争処理手続において係争中の案件、又は、本通報受付窓口における手続が行われている案件に該当するか否か
- 通報フォームの項目ごとの留意事項については、本資料の別紙「通報フォーム記載留意事項」を参照してください。
- 通報フォームの様式は以下のウェブサイトからダウンロードできます。  
<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

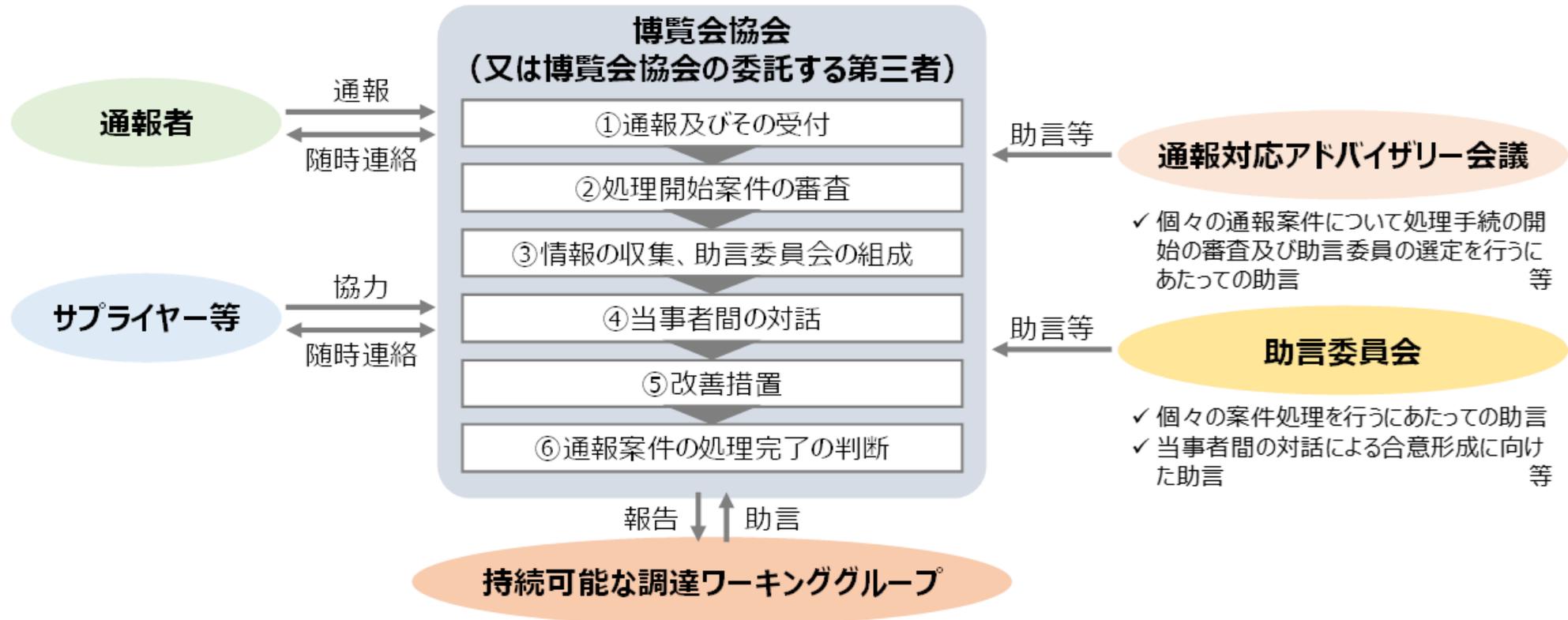
# 通報に必要な情報

- 通報フォームの記載言語は、**原則として日本語、英語又は仏語**ですが、他の言語についても可能な範囲で対応します。ただし、対応が難しい場合もあり得ますので、あらかじめご了承ください。
- 対象案件に該当するかの判断を含め、その後の手続きが円滑に進むように、通報フォームの記載に当たっては、根拠となる客観的な情報をできるだけ詳しく記載いただくようお願いします。
- 通報が不完全でも、それだけを理由に却下されることはなく、情報の追加・補正をお願いした上で、必要な情報がそろえば、手続きを進められる場合があります。
- 本資料P5～7の「通報受付窓口で扱う対象」等もご覧になり、通報しようとしている内容がこの仕組みに該当するかご確認ください。



# 通報処理のプロセス

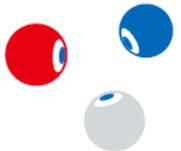
- 通報処理の標準的なプロセスを以下に示します。



※持続可能な調達ワーキンググループ、通報対応アドバイザー会議、助言委員会：  
通報受付窓口の運用にあたり、中立性、公平性を高めるために、専門的な知見を有する者から組成され、  
博覧会協会に対して助言等を行う組織



- 案件の内容・性質等によって、複数の手続を並行して行ったり、一部の手続を省略したりすること等があります。
- 通報者が当事者（調達コードの不遵守によって負の影響を受ける個人等）でない場合は、当事者間の対話が可能かどうか判断するため、当事者またはその代理人を紹介いただけるか通報者へ確認させていただきます。
- 通報者が代理人の場合、当事者本人に連絡し、代理した事実について確認させていただきます。
- 第三者による通報で当事者が特定できない場合など、当事者間の対話が見込まれない場合は、前ページの「③情報収集」として調達コード不遵守に係る事実確認を行い、その結果を踏まえて、必要があれば⑤の改善措置を求める等した上で、処理を完了します。なお、この場合も助言委員会は組成され、博覧会協会の求めに応じて助言等を行います。
- 中傷目的等悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、競争有利を得るために作られた通報、その他本通報受付窓口における手続を開始することが明らかに適切でない認められる場合、処理手続を開始しないことがあります。



# その他ご理解いただきたいこと

- 通報者が公開を望まない場合を除き、通報の概要、処理手続の状況、改善措置の状況、結果の概要は、通報対応アドバイザー会議及び助言委員会による助言を踏まえた上で、**ウェブサイト**で公表されます。公開にあたっては、個人のプライバシー等は十分配慮されます。

<https://www.expo2025.or.jp/overview/sustainability/sus-code/>

- 博覧会協会は、通報処理案件について定期的に通報の受付状況、処理状況、情報公開状況等を取りまとめ、持続可能な調達ワーキンググループに報告します。
- 博覧会協会は万博終了後に解散される時限的な組織であるため、通報受付窓口の対応についても2025年末で終了します。通報の受付時期や内容によっては、すべてのプロセスを行うことができず、窓口の対応を途中で終了せざるを得ない可能性がありますので、あらかじめご了承ください。そうした場合においても、通報者等に対して、可能な限り、利用可能な他の苦情処理メカニズムに係る情報を提供する予定です。

